

慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書

慢性疲労症候群は、今なお原因が特定されておらず、治療法も確立されていない難病で、苦痛を伴いながらも何とか仕事を続けることができる患者もいるが、症状が重く寝たきりに近い患者も多い。日本においては、患者が労働人口のうち24万人いると推定されているが、治療に当たる専門医師も極めて少ない。

また、職を失うほど深刻な疾患でありながら、原因が解明されていないために、詐病の扱いを受けるなど、多くの患者は、偏見と無理解の中で苦しんでいる。さらに、介護や就労支援等が必要にもかかわらず、福祉制度の谷間に置かれ、必要な福祉サービスを受けられない患者がいるのが現状である。

よって、国においては、患者の実態を調査し、慢性疲労症候群の正しい認知を広めるように努め、医療と社会保障の両面から患者の命と暮らしを支える施策を早急に整えるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 厚生労働省に再度、慢性疲労症候群専門の研究班を発足させ、重症患者の実態を調査し、この病気の真の原因を研究すること。
- 2 慢性疲労症候群が深刻な器質的疾患であるということを認め、医療関係者や国民に周知させ、全国どこでも患者たちが診察を受けられる環境を整えること。
- 3 障がい者手帳を持っていなくとも、医師の意見書などで日常生活や社会生活上の参加に制限が認められる患者には、障がい者年金や介護、就労支援などがスムーズに受けられるようにすること。
- 4 障害者総合福祉法（仮称）の制定に当たり、だれもが人間らしく尊厳を持って生きる権利を守る立場から、制度の谷間に置かれた難病・慢性疾患患者の実態に即した福祉制度を確立するよう、当事者の意見を十分に酌み取ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成24年3月23日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	} あて
厚生労働大臣	
衆・参両院議長	